

(2) 南河内3市町村下水道台帳管理システム構築業務受託候補者

選定委員会設置要領

(令和2年4月13日)

(設置)

第1条 南河内3市町村下水道台帳管理システム構築業務の実施に当たり、プロポーザル方式により候補者（以下「受託候補者」という。）を選定するため、南河内3市町村下水道台帳管理システム構築業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザル方式に係る実施要綱案等の作成に関すること。
- (2) 提案書等の審査及び受託候補者の選定に関すること。
- (3) 前各号に定めるもののほか受託候補者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、上下水道部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 委員会の議事は、委員会に出席した委員の過半数によってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会を招集する時間的余裕がない場合において、委員長が決議の目的である事項を提案し、当該提案につき委員の全員が同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

(専門部会)

第6条 委員長は、第2条各号に掲げる事務について、調査及び検討させるため、委員会に専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、部会長及び部会員で構成する。
- 3 部会長は、上下水道部下水道課長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会員は、部会長が指名する本市及び他町村の職員をもって充てる。
- 5 部会長は、専門部会で調査・検討した内容を委員会に報告するものとする。
- 6 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(報告)

第7条 委員長は、必要に応じて、第2条各号に掲げる事務について市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、上下水道部下水道課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月13日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、委員会が第2条に規定する所掌事務を終了した日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

上下水道部長

上下水道総務課長

上下水道総務課 企画業務係長

水道工務課工務課長

水道工務課工務係長